

【よくある質問 Q&A】

Q1：私は、友人に声をかけて交流会をしています。毎回10人くらいの参加者があり、子育てについて語り合ったり、情報交換したりしています。

団体ではありませんが、この事業に応募できますか。

A1：応募できるのは「岐阜市に在住、在勤、在学する人が過半数を占める5人以上のグループ」です。個人の活動では応募できません。しかし活動に同意される人たちに声をかけて、団体として活動していく事業にできるならば応募できます。

Q2：私達の団体は、環境問題、子育て支援など様々な活動をしています。いくつかの事業に応募することはできますか。

A2：複数の事業の応募はできません。1団体あたり1事業の応募です。

Q3：私達の団体は昨年度この助成金をもらいました。今年度も申し込みできますか。

A3：①昨年度「新規事業支援」として補助金を受けた場合

「新規事業支援」への申し込みはできませんが、同じ事業で「拡充事業支援」へ申し込むことができます。

②昨年度「拡充事業支援」として補助金を受けた場合

「新規事業支援」への申し込みはできませんが、「拡充事業支援」については同じ事業で3回まで助成を受けることが可能なので、昨年度が3回目でなければ申し込むことができます。

Q4：スタッフが研修を受けたいと考えています。研修費用を申請することはできますか。

A4：経理研修や検定など、団体の経常的な運営に関する研修や資格取得は対象となりません。

Q5：費用を繰り越すことはできますか。

A5：できません。予算に沿って執行してください。

事情で残金があった場合は返金させていただきます。

Q6：事業を行うときに参加費を徴収してもよいですか。

A6：構いません。

Q7：事業に関わる団体メンバーの交通費は補助金の対象になりますか。

A7：団体の構成員が、打ち合わせなど事業に係る交通費、駐車料金は対象になります。

但し企画コンペ、採択団体説明会、報告会への参加のための交通費は対象外です。

Q8：企画コンペは出なければいけませんか。

A8：補助金交付の申請をした市民活動団体は、企画コンペに出席して事業の提案説明をしなければなりません。団体は事業についての説明をし、審査委員の質問に答えます。コンペは公開で行われます。(市民活動支援補助金交付要綱 第6条 第3項)